

秋田県立医療療育センター職員ユニフォームリース契約書（案）

地方独立行政法人秋田県立療育機構 理事長 坂本仁（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、秋田県立医療療育センター職員ユニフォームリースの事項に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙が貸与するユニフォームの仕様、数量、賃貸料については、本契約書の別紙のとおりとし、品質は乙において良心的かつ衛生的なユニフォームを提供するものとする。

（納入場所と管理及び運搬）

第2条 ユニフォームの使用場所は甲の施設内とし、当該施設までの往復に要する運搬費は乙が負担する。ただし、甲は施設内におけるユニフォームの管理保全については一切の責を負うものとする。

（洗濯頻度）

第3条 乙は、貸与するユニフォームは、週2回の回収と週2回の届けとし、常に清潔かつ衛生的なユニフォームの提供を行うものとする。

（取扱責任者の任命）

第4条 乙は甲に貸与したユニフォームを管理するため、取扱責任者を定め常に数量を確認し、甲との連絡を円滑にするものとする。

（不具合品の対応）

第5条 乙がユニフォームを納入したときに、甲から不合格品の通知を受けた場合は、乙は速やかに処理しなければならない。

（設備の検査）

第6条 乙は、甲のユニフォームの洗濯に係る施設、設備及び方法については、甲の検査に応じなければならない。

（賃貸料の料金変更）

第7条 リース料が人員の変動により著しく増減を生じた場合、又はユニフォームの仕様が大幅に変更になった場合、若しくは経済的に斬新的或いは大きな変動が起きた場合は、甲・乙協議の上リース料金を変更することができる。

(未処理品、処理品の受払いの正確な管理)

第8条 甲・乙は未処理品（洗濯などを要するユニフォーム）及び処理品（洗濯などの完了したユニフォーム）受払いに当たっては、正確に行うこととする。

(リース料の請求及び支払い)

第9条 乙は、リース料（洗濯含む）を毎月末日に締切り甲に請求し、甲は請求締切日の翌月末日までに乙に支払うものとする。

(紛失等の弁償)

第10条 甲が貸与ユニフォームを紛失又は大きく破損し、若しくはその他の理由で乙に返還できないときは、甲・乙協議の上でその弁償金を定めるものとする。

(健康診断の実施)

第11条 乙はユニフォームの運搬・補修・洗濯等に従事する従業員の健康衛生維持のため健康診断を行うものとし、その結果、業務に従事することが適当でない従業員を当該業務に従事させてはならない。

(受検義務等)

第12条 乙は施設内における業務の管理・運営・施設の立入り制限等について甲の指導及び指示に応じ、これを尊重しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 甲・乙及び双方の従業員は、業務上知り得た相手方の業務内容・秘密を他に漏らしてはならない。

2. 甲・乙は協力し、個人情報の保護に関する法律等に従い、患者等の個人情報の安全管理義務等を果たさなければならない。
3. 乙は、個人情報の保護に関する法律第23条を遵守し同条に従い、甲はいつでも乙の個人情報の安全管理の状況について、報告を求め検査することができる。

(契約の解除・1)

第14条 甲は、次の各号に掲げる場合には、本契約を解除することができる。

- 一 乙が本契約の条項に違反し、又は本契約に関し甲に損害を及ぼしたとき。
- 二 甲において、乙が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。
- 三 乙が契約の解除を請求し、その事由が正当と甲が認めたとき。

(契約の解除・2)

第15条 甲が本契約の条項に違反し契約の履行が不能となったときは、乙は本契約を解除することができるものとする。

(契約期間)

第16条 この契約期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日まで計5年間の契約とする。

(附則)

第17条 本契約に定める以外の事項については甲・乙協議の上、定めるものとする。

以上の契約を証するため、この契約書二通を作成し、甲・乙、署名捺印のうえ各々一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号
地方独立行政法人 秋田県立療育機構
理 事 長 坂本 仁

乙